

第1号被保険者の平成18年度介護保険料のお知らせ
65歳以上の皆さんに介護保険料納入通知書を送付します

■介護保険料の決め方

第1号被保険者の保険料は、前年の所得によって決まります。市では下表のとおり、7段階に設定しています。

※今年度及び来年度については、平成17年度税制改正(高齢者の非課税限度額の廃止)により保険料段階が上がる人に対して、急激な増加を緩和するための措置(激変緩和措置)がとられます。詳細は下記を参照してください。

なお、保険料の納付方法は、受け取る年金の種類と額によって異なります。

〈基準〉

老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円以上↓特別徴収年額18万円未満↓普通徴収

■特別徴収の場合

2か月ごとに支払われる年金から、2か月分の保険料が天引きされます。(老齢福祉年金からは天引きされません)

4・6・8月分は、仮徴収通知書でお知らせしましたが、保険料が確定しますので、今月中旬に1年間分(4月～来年3月分)の確定保険料と年金から天引きされる額をお知らせします。

なお、今年の10月から特別徴収になる人は、4月～9月の6か月分の保険料を7・8・9月の3回に分けて納付書または口座振替で納付することになります。

〈こんなときは普通徴収になります〉

年度途中で65歳になった人や安城市に転入してきた人は、年金からの天引きができないため、普通徴収になります。なお、翌年度からは特別徴収に切り替わります。

■普通徴収の場合

7月から平成18年度分の納付が始まります。納期は7月～来年2月の毎月で、納付書または口座振替での納付になります。今月中旬に納付書または口座振替通知書をお送りします。

〈納付は口座振替が便利です〉

申し込みは、市内金融機関、郵便局、または高齢福祉課へ。※振替希望口座の通帳とその通帳の届け出印が必要です。

■第1号被保険者介護保険料年額表

段階	対象者	18年度保険料(計算方法)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で市民税世帯非課税の人	17,760円(基準額×0.4) 〈月額1,480円〉
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	22,200円(基準額×0.5) 〈月額1,850円〉
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない人	31,080円(基準額×0.7) 〈月額2,590円〉
第4段階	本人が市民税非課税の人	44,400円(基準額) 〈月額3,700円〉
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	55,500円(基準額×1.25) 〈月額4,625円〉
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人	66,600円(基準額×1.5) 〈月額5,550円〉
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	71,040円(基準額×1.6) 〈月額5,920円〉



■激変緩和措置の概要

●対象者 平成17年度税制改正(高齢者の非課税限度額の廃止)が原因で保険料段階が上がる人。(具体的には、前年の合計所得金額が125万円以下、平成17年1月1日現在において65歳以上で市民税課税となった人、または世帯にこのような人がいるため世帯非課税でなくなった人が対象です)

●措置の内容 平成17年度税制改正(高齢者の非課税限度額の廃止)がない場合の保険料段階と税制改正後の保険料段階を比較し、保険料の増加分を平成18年度は3分の1、平成19年度は3分の2に軽減します。

問い合わせ▼高齢福祉課

地域社会が「丸」となって明るくする運動

第56回社会を明るくする運動

7月1日(土)～31日(月)

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。今年の重点目標は「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める」です。

の開催など様々な行事を行います。

■社会を明るくする運動街頭広報キャンペーン

●とき 7月3日(月)午前10時～午後5時

●ところ 市内スーパー、駅など

●参加者 保護司、更生保護女性会会員



●講演会 7月21日(金)午後1時

■今年の運動標語の入選作品が決まりました

第56回社会を明るくする運動に先立ち、同運動安城市実施委員会が5月に募集した標語と作文の入選作品が決まりました。標語は、1058人の応募があり、東山中学校2年の黒田里穂子さんをはじめ、

30分

●ところ 市教育センター大研修室(入場自由)

●講師／演題 太田一平氏(八重児童寮)／「福祉から見た現代の家族風景」

8人が入選し、作文は296人の応募があり、明祥中学校2年の橋本あかねさんをはじめ、6人が入選しました。

〈敬称略〉

【標語】

最優秀賞▼「今日のこと 家族ではなそう タごはん」黒田里穂子(東山中2年)

優秀賞▼鈴木あかね(安城北小5年)、谷口拳士郎(今池小3年)

入選▼豊田有美(安城南小4年)、泉本沙也香(明祥中2年)、荒木志乃(明祥中2年)、中尾凌(明祥中1年)、稲垣侑奈(安城西小6年)

【作文】

最優秀賞▼「暗い闇に差し込んだ光」橋本あかね(明祥中2年)

優秀賞▼横山愛望(明祥中2年)、鈴木伸太郎(明祥中1年)

入選▼鈴木雅子(明祥中3年)、石原雅之(明祥中2年)、榊原なつ美(明祥中1年)

問い合わせ▼障害援護課

「七夕まつりごみかごボランティア」を募集

今年も8月4日(金)から6日(日)まで安城七夕まつりを開催します。環境にやさしい七夕まつりの一環として、ごみの5分別(可燃ごみ・びん・かん・ペットボトル・プラスチック)を行います。期間中、会場内42か所のごみかごの管理をするボランティアを募集します。



★期間 8月5日(土)・6日(日)の午前11時から午後10時までの間で約3時間(詳しい時間割りは商工課までお問い合わせください)

★申し込み 7月21日(金)までに商工課へ

★説明会について 7月27日(日)午後2時から市役所第6会議室にて説明会を行います。その際に軍手とTシャツをお渡します。

★問い合わせ 七夕まつり協賛会(商工課内)

シンボルマークのひまわり

昭和46年に定められたこのシンボルマークには、青少年が太陽に向かって咲くひまわりのように明るく強く成長してほしいという願いが込められています。

◆保護司の仕事とは 法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、地域の実情や習慣をよく理解している特性を生かし、罪を犯した人や更生しようとしている人たちに、生活の目標や指針を定め、補導援護をして、そのお手伝いをしています。

◆協力雇用主になってください！ 更生保護対象者が働き場所に困っていることから、今年度の運動期間中も理解のある雇用主(協力雇用主)へのお願いを重点目標としています。

協力雇用主とは、犯罪や非行歴のある人々を差別しないで雇用して、その更生に協力している人々です。(現在13事業所が登録しています)

◆更生保護女性会の活動 更生保護女性会は、女性としてあるいは母親として青少年の健全育成に努め、更生保護活動に協力しています。さらに、若いお母さんなどを対象に講座を開催し、子育て支援の活動にも力を注いでいます。

アイデアと運営力を実現・発揮するチャンス 市民企画講座を募集します

地域社会を考える際、住民のみならず自らが積極的に地域課題に取り組むことが重要視されています。

これまでも講座をきっかけに、新たな発見や新しい出会いの輪が広がりをみせています。学びたいことや取り組んでみたいことをこの機会に力タチにしてみませんか。

■企画する講座の内容

- ①子育て、環境問題、団塊世代の地域参加、世代を越えた地域交流の創出など社会情勢の変化によって生じた課題をテーマとして取り扱うもの
- ②市内で概ね10月～来年3月の間に開催し、2回以上の講義または実習形式で実施するもの(講演会、イベントなど参加者が多数で1回限りのものは不可)
- ③特定の宗教や政治思想の普及、営利を目的としないもの

●参加対象団体 原則として5人以上の安城市民で構成される団体、グループ

●募集講座数 5講座程度

●市の支援内容

- ①講師謝礼(市の基準あり)、会場使用料などの経費負担
- ②広報誌などによる広報活動
- ③講座の企画、運営に関する助言

●その他

- ①他の助成金・補助金を受けていないものに限りです
- ②申請後、ヒアリングを実施し採用する講座を決定します
- ③採用にあたり、市からの要望や条件を添える場合があります
- ④講座終了後、結果報告書を提出していただきます

●申し込み 7月30日(月)まで

に、所定の「企画書」「計画書」を生涯学習課(文化センター内)へ提出。※企画書などは、同課で配布。市ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ▼

生涯学習課生涯学習係(文化センター内)
☎76▽1515

短歌・俳句あり、芸能あり、安美展の作品展示もありと多種多様 第47回市民芸術祭を開催します

市民の芸術と文化の向上をめざす市民芸術祭が、10月6日(金)から11月12日(月)まで、安城市民ギャラリー、文化センタ―、市民会館を会場に開かれます。期間中、多彩な催しが行われます。皆さんの参加をお待ちしています。

■第18回市民文芸まつり

短歌・俳句募集

雑誌自作で未発表の短歌、俳句を募集します。11月11日(土)に発表会を行います。

●対象 市内在住・在勤・在学の人または安城文化協会会員

●募集部門と上限出品数

- 一般(高校生を含む)短歌の部↓2首以内、俳句の部↓3句以内
- 小中学生短歌の部↓1首、俳句の部↓2句以内

●申し込み・問い合わせ

1 部門につき1人1枚。はがきに、かい書で、表面に部門、郵便番号、住所、氏名(フリガナ)及び筆名(フリガナ)、電話番号、年齢を縦書きで明記し(市外応募資格者は、学校名・勤務先または文化協会所

属団体名も記入)、裏面の上段2cmは余白を設けて作品のみを縦書きで正確に大きく記入して、7月31日(月)当日消印有効)までに生涯学習課文化振興係「市民文芸まつり係」(市民会館内/〒461-0004 安城市桜町18-28/☎75▽1151)へ

※応募規定に違反した人は失格無効とします。

■第39回市民芸能まつり

●とき 10月22日(月)・29日(月)

●ところ 文化センターマツバホール

●部門 民謡・舞踊・詩吟・箏曲・民謡・バレエなど

●申し込み・問い合わせ 7月15日(土)までに生涯学習課文化振興係(市民会館内/☎75▽1151)へ

■文芸・技芸・趣味の集い

●とき 10月6日(金)～9日(祝)

●ところ 市民会館・文化センター

●部門 美術・芸能を除く部門

●申し込み・問い合わせ 7月15日(土)までに生涯学習課文

化振興係(市民会館内/☎75▽1151)へ

■第63回安美展

公募展です。出品申し込みは9月27日(水)～10月7日(土)です。詳細は後日お知らせします。



●とき 前期(一般)↓10月28日(土)～11月5日(日) ※10月30日(月)は休館。後期(審査員・委嘱・賛助・招待)↓11月8日(水)～12日(日)

●ところ 市民ギャラリー

●部門 日本画、洋画、書、写真、工芸・彫塑の5部門

●問い合わせ 生涯学習課文化振興係(市民会館内/☎75▽1151)または市民ギャラリー(☎77▽6853)

⑧こどもの日の風景

「こどもの日」に懐かしい風景を見た。老夫婦の畑仕事を、孫らしき小学生らが手伝う光景だ。女の子二人がおばあさんと一緒にタマネギを掘り、男の子はおじいさんと一緒にエンジン付きの運搬機で畑から運び出す。

私が幼かった頃、私たちの地域では農繁期に子どもが親の農作業を手伝うのは珍しいことではなかった。私も淡々ながら水田や畑に出て、大人の手伝いをして、思い出がある。農繁期の農作業、家の大掃除など、今の時代に失せてしまった年中行事を通じて、家族が協力しあうことの大切さや「家族の絆」の存在を実感したものだ。

時代は変わった。農作業のほとんどは機械化され、大人がトラクターや田植え機を操作すれば仕事は終わる。そもそも自分で耕作をする農家の数は、年々減少の一途にあり、生活様式や家族形態も隔世の感がある。快適で便利になった暮らしの今日、家族の絆はどのようになっているのだろうか。

人生、計算通りにことが運ぶより、計算外れになることの方が多いものだ。計算が外れた時、自暴自棄になり、道まで外れてしまうことを引き止めてくれるのは、最終的には家族の絆なのではなからうか。

五月連休のゆとりのひと時から、そんな温かな家族の交流が深まることを願うばかりだ。

おや、今日の畑仕事は、そろそろ終わらしい。女の子が、おじいさんからももらった千円札を手にしている。額に汗したお小遣い、きつと大事に使われることだろう。

価値あるこどもの日、おめでとう。
安城市長 神谷 学

7月11日(火)～20日(木) 夏の交通安全市民運動のお知らせ

夏本番を迎え、海や山のレジャーも、本格的なシーズンの到来です。

例年、この時期は、夏の開放感から若者の無謀運転や飲酒運転による重大事故が発生しています。

また、子どもと高齢者の交通事故事故も多発します。子どもたちの外出の機会が増えたり、暑さのために高齢者の注意力が散漫になったりすることも、その原因のひとつと考えられます。そこで、この時期に合った次のような重点的な交通安全運動を展開します。市民一人ひとりの交通安全意

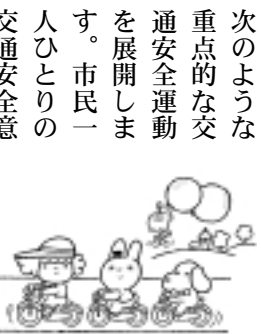


識を高め、交通事故の防止を図りましょう。

■重点取り組み内容

- 若者の無謀運転をなくそう
- 飲酒運転を追究しよう
- 子どもや高齢者を交通事故から守ろう

問い合わせ▼市民安全課



交通安全意